

文化観光プロモーション委託業務仕様書

1. 業務名

文化観光プロモーション委託業務

2. 業務の目的

平成27年度に改定された石垣市観光基本計画の具体的施策「14.石垣島情報・イメージの発信」を基盤とし、本市の文化観光のプロモーションの一環として、「グルメ」「音楽」「自然」「環境」等といった本市の様々な文化価値を見つめなおし、情報を整理し新たな価値の創出を図り、それらを観光コンテンツとして発信することを目的とする。

3. 業務内容

次の業務に関する企画・運営をおこなうこと。

(1) 企画業務

プロモーションに必要な諸業務の企画設計をおこなうこと。

(2) メディア招聘業務

(1) で設計した企画を基に、様々なメディアをコーディネートし、本市のプロモーションに係るメディアツアーを実施すること。基本要件としては下記のとおりとする。

- ◆ひとつのジャンルに縛られず、複数のジャンルのメディアを招聘すること
- ◆メディア媒体の選定、内容、実施日等については甲乙協議して実施すること。
- ◆限られた予算の範囲内で最大限の効果が出るようなメディアを招聘すること。
- ◆本市の年間を通した様々なコンテンツの情報発信を目指すこと。

(3) プロモーションサイト構築業務

本市においてこれまでに作成してきた様々なプロジェクトのWEBサイトを取りまとめたプロモーションサイトを構築し、更なる情報発信の強化を図るだけでなく、現在取り組んでいるプロジェクトについてのランディングページを新たに開設して、WEBサイトに訪れた閲覧者に対して、本市の魅力を強くPRできるプロモーションツールにすること。

◆バナー、コンテンツ埋め込み等をおこなう本市に係るWEBサイトは次の通りとする。

- 【1】 USIO Design Project
- 【2】 石垣島空想旅行社
- 【3】 石垣島Creative Flag

- 【4】スポーツウェルカム石垣島
- 【5】石垣市ふるさと納税特設サイト
- 【6】Facebook、instagram等の本市アカウント
- 【7】島人ぬ宝さがしプロジェクト（新規）
- 【8】その他必要と思われるプロジェクト

（4）報告書の作成

（2）、（3）についてまとめた紙媒体での報告書を事業完了後に納品すること。

4. 事業の履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日（金）迄とする。

5. その他

- （1）報告書の著作権に関しては石垣市に帰属する。ただし、本契約事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- （2）本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めること。